平成２９年度第１回旭川市子ども・子育て審議会　議事概要

〇開催日時

平成２９年６月５日（月）　１８：３０～２０：００

〇開催場所

旭川市第二庁舎３階　問診指導室

〇出席委員（１８名）

荒木関委員，井代委員，伊東委員，上原委員，大橋委員，岡田委員，沖委員，斉藤委員，佐々木委員，佐藤(繁)委員，佐藤(貴)委員，芝木委員，清水委員，鈴木委員，諏訪委員，武田委員，徳島委員，宮﨑委員

〇欠席委員（２名）

関委員，吉川委員

〇事務局（２１名）

子育て支援部　品田部長，竹内次長，谷口次長，舘次長
子育て支援課　田村補佐
　　子育て企画係　村上主査，岩本
こども育成課　飯森課長，金主幹
　　こども育成係　田上係長，渡部
　　保育給付係　　上田係長
　　こども事業係　工藤係長
　　神楽保育所　　武田所長，小池主査
　　新旭川保育所　高橋所長，石井主査
子育て助成課　金内課長，山田補佐
母子保健課　　阿保課長
子ども総合相談センター　石原所長

〇議事概要

１　開会

２　議事

（１）協議事項

≪協議事項ア　旭川市子ども・子育てプランの中間年の見直しについて（諮問）≫

（Ａ委員）

・それでは議事に入る。本日の議事は協議事項３件，報告事項４件である。

・まずは，協議事項ア「旭川市子ども・子育てプランの中間年の見直し」について，事務局より説明を。

（事務局）
・旭川市子ども・子育てプランは，本市が今後進めていく子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的，計画的に実施するために策定しており，子ども・子育て支援法第６１条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画や母子及び父子並びに寡婦福祉法第１２条の自立促進計画などの位置づけを含み，平成２７年度から平成３１年度の５年間を計画期間としている。
・今回，市町村子ども・子育て支援事業計画に関わる内容として，国が示した基本的な指針によると，支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が量の見込みと大きく乖離している場合には，計画期間の中間年を目安に，必要な場合，計画の見直しを行うことと規定されていることから，本市においても量の見込みとの乖離が認められたため，この内容が記載されている旭川市子ども・子育てプランの第４章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制」の平成３０年度と平成３１年度の量の見込みや確保策について見直しを行うものである。

（Ａ委員）
・調査・審議の方法として事務局として案があればお願いしたい。

※部会構成員（案）を配付

（事務局）
・調査審議方法の事務局（案）であるが，国が平成３０年度予算編成等の検討における基礎資料とするため，夏頃に量の見込みの改定状況の取りまとめを行うとのことから，短期間に４回程度は調査審議を行わなければならず，事務局としては，部会の設置をお願いできればと考えている。
　なお，部会の構成員としては，以前に，この計画策定に当たり，子ども・子育てプラン策定専門部会の委員となった方の中から，第４章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制」に関わる方として，保育施設を運営している方や，放課後児童クラブなどに関係する小学生と関わる方などを中心として，上原委員，斉藤委員，佐々木委員，宮﨑委員，佐藤貴虎委員，鈴木委員，大橋委員，武田委員，と臨時委員として，小規模保育事業の石河委員を加えた９名にお願いしたいと考えている。

（Ａ委員）
・事務局からの説明について，質問・意見はあるか。（※委員から「賛成」の声）
・それでは，本審議会として諮問を受けた事項について，専門部会を設置し調査・審議を行うこととして，部会の構成員として９名の委員にお願いする。

≪協議事項イ　北海道医療給付事業（重度心身障がい者，ひとり親家庭等，乳幼児等）の月額上限額改定に伴う本市の取扱いについて≫

（Ａ委員）
・続いて協議事項イ「北海道医療給付事業（重度心身障がい者，ひとり親家庭等，乳幼児等）の月額上限額改定に伴う本市の取扱いについて」，事務局から説明を。

（事務局）
・子育て支援部が所管している「子ども医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業」は,「北海道医療給付事業」の補助を受けながら行っている事業である。
・対象について，子ども医療費助成は小学生までの外来・入院，および中学生の入院にかかる医療費で，ひとり親家庭等医療費助成については，18 歳（20 歳）までの児童の医療費と,その親の入院を対象に,健康保険適応分の全額若しくは一部を助成する事業である。
・受給者の負担割合は，３歳未満児と非課税世帯は自己負担なし。課税世帯は１割負担とし，入院があった場合と外来受診のみの場合で，それぞれ自己負担の月額上限額を設けているが，このほど北海道庁から，当事業において定めている自己負担月額上限額の改定が予定されている旨の通知があった。
・北海道医療給付事業における月額上限額の設定は，国の政令（高齢者の医療の確保に関する法律施行令）に準拠し，この度７０歳以上の高額療養費の算定基準が見直されることに伴い，両事業の月額上限額が改正されるもので，実施時期も政令改正にあわせ，本年８月１日を予定している。
・具体的な変更点として,入院があった場合は今まで月額の上限額が 44,400 円だったが,13,200 円増の 57,600 円に,外来受診のみの場合,同じく 12,000 円が 2,000 円増の 14,000 円に引き上げる内容である。また，訪問看護も外来と同様に 12,000 円から 14,000 円に引き上げられる予定で,本市は北海道の補助要綱にあわせて改正する予定で準備を進めたいと考えている。
・北海道医療給付事業には，子ども医療費とひとり親家庭等医療費助成事業の他に，福祉保険部が所管する重度心身障害者医療費助成事業があるが，子ども医療費・ひとり親家庭医療費助成事業と同様に，北海道の基準に合わせる予定である。
・なお，今回の改正で影響を受けるのは３歳以上の課税世帯のみで，非課税世帯及び３歳未満児（ひとり親家庭等医療費助成受給者はその親も対象）については，既に全額医療費助成をしているので，今回の制度改正の影響を全く受けずに現行通りの助成となる。

（Ａ委員）
・このことについて，何か質問・意見はあるか。

（Ｂ委員）
・この制度について十分に理解しているわけではない前提で聞きたい。課長からの話のとおり医療給付が増えることは望ましいことだと思うが，一部には「生活保護費について現物給付がよいのか，現金給付がよいのか」などの話題が以前あった。
医療費の助成に対して，これは現物給付なのか，現金給付なのか。

（事務局）
・こちらは現物給付になる。

（Ｂ委員）
・現物給付がよいと思う。

（Ａ委員）
・私も先ほど話を聞いたところで，８月からの開始を遅らせるわけにはいかないのかとも思ったが，如何ともしがたいところ。まして旭川市だけではなくて北海道全体のことなので，旭川市だけ抜けて別のルールをつくるとか，時期を変えるなどは難しい。
・４月に突然通知が来て，旭川市も困っている状況であるが，高齢者の医療に合わせて実施することになった。

（Ａ委員）
・他に意見もないようなので，協議事項イについては事務局（案）のとおりとする。

≪協議事項ウ　教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について≫

（Ａ委員）
・続いて協議事項ウ「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」，事務局から説明を。

（事務局）
・子ども・子育て支援新制度において，特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は，事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合に市町村，家族等に対する連絡等の措置を講じることとされ，このことを踏まえ，国で地方自治体が行う死亡事故等の重大事故の検証を実施する際の基本的な考え方や検証の進め方等が提示されたため，本市においても，重大な事故が起きた時に再発防止に向けた検証作業を行う場として，本市の子ども・子育て審議会を位置付けしたいと考えている。
・まずは，検証を行う施設及び事業であるが，認可保育所や認定こども園，私学助成を受けていない幼稚園や市立保育所などの特定教育・保育施設，小規模保育事業などの特定地域型保育事業，地域子育て支援事業やファミリーサポートセンター事業などの地域子ども・子育て支援事業，企業主導型保育事業やベビーシッターなどの認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業を対象としたい。
・次に検証の対象範囲であるが，死亡事故や意識不明など市において検証が必要とした事例を対象としたい。
・次に検証委員の構成であるが，学識経験者，医師，弁護士，及び教育・保育関係者等の構成が，本市の子ども・子育て審議会の委員に該当することなどから本審議会の委員を検

証委員会の委員として位置付けしたいと考えている。また，必要に応じて臨時委員を任命し，検証作業を行う。
・次に検証委員会の公開についてであるが，プライバシー保護の観点から,原則「非公開」として実施したい。
・続いて報告等であるが，この検証委員会で検証結果や再発防止の提言をまとめた報告書を市へ提出してもらい，市は，提出された報告書を公表し，国へ報告するとともに関係機関，関係者に対し指導を行うものである。

（Ａ委員）
・事務局の説明について質問・意見はあるか。

（Ｂ委員）
・「３－⑵　検証の対象範囲」に「死亡事故」と「市において検証が必要と判断した事例（意識不明等)」とある。「死亡事故」はいいとして,「市が検証を必要と判断した事例」はどこからどこまでが対象になるのか。
・現在，保育園や認定こども園等については，事故の報告が制度化されていて，３０日までと日数が限られているが，それとの整合性はどうするのか。

（事務局）
・死亡事故は必ず検証を行う。
　各施設から１か月を超えて最後の報告を受けているもののうち，死亡事故につながる恐れがあるものを判断し，事後の検証等を行うことで考えている。国への報告が義務づけられているうちの，死亡事故等につながりそうな事故について，市が判断することで考えている。

（Ｂ委員）
・ボーダーを３０日に設定しているわけではないのか。

（事務局）
・そういうわけではない。

（Ｂ委員）
・事案によっては，軽度の怪我であっても行うことがあるということか。

（事務局）
・軽度のものはあまり想定していないが，その中で意識不明になるなど実際の怪我はさほど大きくはなくても，その過程というか，その瞬間で危険な恐れがあったとすれば，検証することもあると思う。

（Ｂ委員）
・もう一点だが，文書では，内閣府・厚労省・文科省と連名で出しているようであるが，私立幼稚園は該当しないのか。

（事務局）
・特定教育・保育施設になっているので，施設型給付を受けている幼稚園は該当する。

（Ｂ委員）
・施設型給付を受けている幼稚園は対象としているのに，私学助成を受けている施設は対象としない。同じ子どもなのに何故か。

（事務局）
・今回の検証は国の通知に基づくものであるから，お話にあった件については，都道府県が解決するものと思っている。

（Ｃ委員）
・同じ子どもなのに。このような検証が教育委員会でなされているのであれば問題ないかもしれないが，どうかと思う。
・重大事故の「重大」の定義づけが曖昧。例えば，園では重大事故と捉えていなくても，保護者は重大事故であると考えて，保護者から市に訴えてきた場合には，検証委員会は開かれるのか。しかも，それを２０人の全体会で判断していくのか。

（事務局）
・保護者からのお話については，今のところそこまでは想定しておらず，はっきりしたことはお答えできない。
・２０名でお話をするのかということについては，まず基本的には審議会で検証方法やスケジュール等を決めることを考えている。そのうえで，個別の案件によってオブザーバーや専門家が必要であれば，臨時委員を委嘱したり，実地検査に向かうことも考えられる。そうなれば，小規模化した部会等で検証していくことを考えている。
まず一義的には，審議会において検証方法等を検討したい。

（Ａ委員）
・もうひとつ，「重大事故」の判断が難しいなと思う。
　その都度，市の方で判断してもらって，もしその判断の中で，これは「重大事故」ではないかという疑義があれば，この審議会に出してもらって審議していく。

（Ｃ委員）
・市の判断の中で，今回は重大事故に至らなくても，重大事故に至る因子があれば検証は行われるのか。それとも実際に重大事故が起こらなければ開かれないのか。
重大事故が起こる前に，市として，これはまずいだろうというものがあれば検証は行われ

るのか。

（事務局）
・予防するという部分では必要な作業だと思うが，国の通知によると，事故の事後に検証して再発防止に努めるという主旨のガイドラインであることから，事故が起こってからと考えている。

（Ａ委員）
・Ｃ委員の話には示唆があるなと思う。いわゆるヒヤリハットの部分で，情報収集して予防していくことは重要と感じる。
・ただし，今回の通知は，事故の事後検証で再発防止に努めるというもの。

（事務局）
・お話にあった予防については，通常，我々が各施設等から情報をつかむなかで，何かあれば状況を確認して，例えば指導などを通じて予防に努めていきたい。幼稚園については情報を把握していないので，どのような形で運用しているか調査したい。次回以降，場合によっては報告させていただきたい。

（Ｄ委員）
・平成２８年度の事故の検証に係るビデオカメラの導入の補助金との兼ね合いはどうなっているのか。

（事務局）
・幼稚園は保育給付の補助の対象となっていないが，認定こども園は対象としている。

（Ｄ委員）
・保育園もそうか。

（事務局）
・はい。

（Ｄ委員）
・保育園は検証の対象となるのか。

（事務局）
・保育園は検証の対象として対応する。

（Ａ委員）
・幼稚園も検証の対象とできるのであれば望ましいし，幼稚園だからやらなくてはいいということではないと思う。別の機関で行っているのであればそれで差し支えないが。

（Ｂ委員）
・表現についてだが，国の方は３０日を超える怪我は報告するようになっており，ある市では，怪我が相次いだ場合に市の特別監査が入ることがあると聞いた。
・子どもたちの活動は必ずしも安全なものばかりではなく，挑戦してみたいとか，自然環境の中での必要な運動を考えると危ういこともある。だから怪我してもよいということにはならないが，何かあれば市が乗り込んで来るということになると，萎縮して，「施設内にいればいいよね，ＴＶを見せておけばいいよね」という逆の効果も考えられるため，このあたりの書きぶりに注意を払ってくれるとありがたい。私は，体を使って自然と関わるような発想が望ましいと思っているので，それが著しく阻害されるようなことはないよう配慮いただきたい。

（Ａ委員）
・他に意見なければ，このことは，幼稚園を含め，今後調査などしていくということで。
・続いて報告事項ア「旭川市子ども総合相談センターの概要について」，事務局から説明を。

（２）　報告事項

≪報告事項ア　旭川市子ども総合相談センターの概要について≫

（事務局）
・子ども総合相談センターが昨年４月に開設し，１年が経過したということで，１年間の実績や数値的なものをまとめたので，皆さんにご報告する。
・まず，Ｐ２に施設の概要ということで，開設時間や施設の規模とあり，Ｐ８には案内・位置図ということで整理している。
・次にＰ３の利用状況だが，研修会議室の利用状況については，稼働率は利用区分が午前，午後，夜間の３区分あり，土日も利用可能となっているので例えば，月３０日であれば，利用数を３区分×３０日＝９０で割り返した値となっている。使用区分で使用料の全額減免は市又は教育委員会が子どもに関する会議等を開催する場合，半額減免は市又は教育委員会が子どもに関連しない用途で利用した場合に該当することとなっている。
・内部利用はセンター主催の会議等で，研修会やケース会議，陶芸教室などが該当する。利用率は高いものとは言えないが，今年度は今のところ昨年と比べて高い稼働率となっている。
・プレイルームの一般開放利用状況については，各種相談の待機場所，親子教室の会場などとして利用しているが，空いている時間帯は主に乳幼児連れの親子に一般開放をしている。
・次に職員体制については，今年の４月１日現在，職員数は所長以下３３名となっており，職種に若干の変更はあるが，昨年と人数に変更はない。
・発達支援相談事業について，相談件数は就学児，未就学児ともに減少しているが，組織体制の変更によるもので，平成２７年度は未就学児の相談にこども通園センターの相談件

数が延べで１６９件含まれていること，就学後について平成２７年度は特別支援教育センターにおける相談件数になるが，未就学児も含まれていることによるもので，それらを差し引きすると，若干ではあるが相談件数は増加している。
・次に研修事業。出前講座等を除いたセンター主催の研修会は１８回で延べ参加人数は９３８名であった。特別支援教育センターで実施していた平成２７年度は１０回で延べ参加人数は３７２名であったので，大幅に増えている。
　学校からの参加は微増であるが，対象を拡大したことなどにより，保育所，幼稚園，児童デイ関係者の参加が増えている。市外からの参加も３４名あった。
・次に児童家庭相談事業。相談は増えているが，特に児童虐待に関する相談対応件数が増えている。心理的虐待が増えており，面前ＤＶが明確に虐待と位置付けられ，警察から児童相談所，児童相談所から子ども総合相談センターへといった相談ケースが増えていることが一番の要因と分析している。
・次に地域子育て支援拠点事業。毎年，右肩上がりで利用者数が増えている。それに反比例するように（６）にあるように育児サークル数は減少しており，乳幼児期の子育て支援において公的な支援に対するニーズが高まっていると考えられる。他の自治体においても同様に支援センターの利用が増え，育児サークルが減っている傾向にあると聞いている。
・次にファミリーサポートセンター運営事業。利用件数は増加傾向にあり，特に緊急サポネット事業は平成２４年から４倍近い利用となっている。
　理由として，制度の周知を保育所などに積極的に行っていること，そして非課税家庭などに対する４／５の利用料の助成に加え，平成２６年度からその他の家庭に対しても１／２の助成を開始したことが考えられる。
・最後にＰ７の前年度からの変更点について。
　＊今年４月から，北海道（児童相談所）との人事交流ということで互いに１名ずつを派遣交流していること。
　＊発達支援員を増員していること。
　＊うぶごえへの贈りものの絵本が２冊から１冊になったこと。
　＊子育て支援拠点を整備し，９箇所から１０箇所になったこと。
　＊補正予算により，駐車場整備を進めること（工事はこれから）。

（Ｃ委員）
・研修について，市立の保育所の職員が参加しているか，把握していれば教えて欲しい。

（事務局）
・参加自体は把握している。

（Ｃ委員）
・毎回参加している感じか？今後，特別支援等に力を入れていくとあったと思うので，せっかくセンターで研修を行っているのだから，そこに市立の保育士が参加できるようシフトを組み立てて，子育て支援部として融通をきかせるべき。
・それともう一つ。今年度，道の特別支援教育センターの巡回相談が旭川市だけ外れてし

まった。子ども総合相談センターができたためだろうか。旭川ではなく富良野に行ってくださいと言われた事例を耳にしたが，経緯を知っているか。

（事務局）
・従前，子ども総合相談センターは巡回相談に場所を貸しており，今年度は旭川でやらないので使わないという情報は聞いていたが，それ以上のことは把握していない。

（Ｃ委員）
・子ども総合相談センターは経緯を知らないようなので，道に聞いてみることにする。

（事務局）
・先ほどの市立保育所の研修参加人数は，延べで４４名である。

（Ａ委員）
・それでは，他に意見なければ本事項についての報告を受けたことにする。

≪報告事項イ　へき地・季節保育所の今後の在り方等に関する調査審議結果について≫

（Ａ委員）
・続いて報告事項イ「へき地・季節保育所の今後の在り方等に関する調査審議結果について」，事務局から説明を。

（事務局）
・本案件は，平成２９年１月１７日に開催した本審議会に，「へき地・季節保育所の今後の在り方等について」として，３項目「保育の通年化」「保育料の見直し」「統廃合の検討」を諮問しており，「保育の通年化」については，資料にあるように同日付で本審議会から「平成２９年度から３か所，残りの保育所は平成３０年度からの通年化という市の考え方は妥当である旨」の答申をいただいた。残りの「保育料の見直し」と「統廃合の検討」は，部会を設置して調査審議することとした。
・部会については，３月から５月にかけて４回開催し，調査審議いただき，資料　報告事項イ－１のとおり答申をいただいたところ。
・「保育料の見直し」については，特定教育・保育施設の利用者との公平性から，２，３号認定子どもの階層区分と同様とすることで，利用者の世帯の所得状況に応じた保育料とし，月額保育料については，へき地・季節保育所の運営費における保護者全体の負担割合が現状と大きく変わらないような保育料とする。なお，現在の利用者が継続して利用する場合には，激変緩和措置を講ずる。これらの考え方について，妥当である旨の答申をいただいているが，利用している保護者への説明の際には，わかりやすい資料を用いるなど丁寧な説明を行うこととの意見を附されている。
・続いて，「統廃合の検討」であるが，統廃合を進めるうえでの考え方について，調査審議

いただいたものである。農山村地域の保育サービスを維持していくことを基本的な考え方とし，平成３２年度までに具体的な統廃合を検討する。
統廃合を進めるうえでの考え方としては，
＊行政として，農山村地域の保育サービスを維持していくことが必要である。
＊認可保育所などが代替施設となり得るような地域のへき地・季節保育所については，廃止の方向で検討する。
＊利用児童数が少ないなど子ども達の保育環境に課題がある保育所については，近隣の保育所と統廃合することで,より良い保育の提供が可能であると考えられることから，統廃合を検討する。統廃合の検討の際には，地域設定の考え方を持つこととする。
＊単独の保育施設より他の公共施設などと複合化することで，より保育内容を充実することができると考えられることから，地域内にある公共施設などとの複合化を検討する。この複合化の検討については，平成３３年度以降も継続して検討する。
・こうした市の考え方について，妥当である旨の答申をいただいたが，保育所の運営において，農山村地域の地域性（特色）を生かした保育サービスの提供に努めることとの意見を附されている。
・最後に施設の名称であるが，へき地・季節保育所という名称を「地域保育所」に改め，各保育所については，例えばさくら季節保育所をさくら保育所，江丹別へき地保育所を江丹別保育所に改めることで予定している。

（Ａ委員）
・事務局からの説明について，質問・意見などあるか。（※質問・意見なし）
・それでは，本事項についての報告を受けたこととする。

≪報告事項ウ　就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会の調査審議結果について≫

（Ａ委員）
・続いて報告事項ウ「就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会の調査審議結果について」，事務局から説明を。

（事務局）
・本部会において,「幼児教育の無償化に係る取組への対応等について」平成２９年５月１８日に調査審議を行い，５月２４日付けで答申をいただいたところである。
　この答申を踏まえ，来週開会の平成２９年第２回定例会において，保育料負担軽減の拡充に関する関係条例の改正を行う予定である。
・平成２９年度の幼児教育の無償化に係る取組としては，国における幼児教育の段階的無償化への対応と北海道における多子世帯の保育料軽減支援事業を活用した保育料負担軽減を行う予定となっている。
・まず，国における幼児教育の段階的無償化の考え方であるが，年収約３６０万円未満相

当の世帯の負担軽減を拡充することとしたものである。
　具体的には，
　＊市町村民税非課税世帯の第２子を無償化
　＊ひとり親世帯等の第１子保育料をひとり親世帯等以外の市町村民税非課税世帯の第１子並みに軽減
　＊ひとり親世帯等以外で幼稚園や認定こども園で教育を受ける子どもの保育料を一部軽減
・次に，北海道における多子世帯の保育料軽減支援事業でごあるが，今年度北海道において保育所等を利用する第２子以降の３歳未満の保育料を無償化する補助事業が創設され，本市においても，この補助事業を活用することで，保育料を無償化することとした。
　無償化の対象児童は，次のとおりとなっている。
　＊保育所等を利用する０歳から２歳までの保育認定子どもであること
　＊保護者が監護し生計を同じくする子どもの人数でカウントして第２子目以降であること
　＊市町村民税所得割額 169,000 円未満であること
・これらの負担軽減については，平成２９年４月１日に遡及して適用することとしており，７月頃から順次，保育料の変更決定や還付の手続きを進めたいと考えている。
・施設型給付を除く幼稚園については，幼稚園就園奨励費において，国の考え方どおりに保育料の軽減を実施する。
・保育所等については，本市の独自軽減の仕組みを残しつつ，国及び道の考え方どおりに保育料の軽減を実施する。

（Ａ委員）
・事務局からの説明について質問・意見はあるか。（※質問・意見なし）
・それでは，本事項についての報告を受けたこととする。

≪報告事項エ　子ども・子育て環境の充実に向けた市立保育所の取組について≫

（Ａ委員）
・報告事項エ「子ども・子育て環境の充実に向けた市立保育所の取組について」，事務局から説明を。

（事務局）
・市立保育所については，昨年４月に策定した「市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針」において，全市的な支援体制構築や，市保育士が持つ可能性を具体化するための人材育成，行政資源の効果的な活用といった視点を持って個々の取組を進めていく必要があるとした。
・そのため，平成２８年度についても，①市保育士の質の向上，②全市的な支援体制の構築，③行政資源の効果的な活用という３つの視点を持って取組を進めてきた。

・施策の進行管理については，今年１月の審議会の中で，新年度の事業計画に対する意見を８月の審議会で聴取するには遅すぎるのではないかとのご意見をいただき，次年度に向けてＰＤＣＡサイクルの見直しを行いたい。
・まず今年度については，本日の審議会で平成２８年度の取組と自己評価を報告し，いただいたご意見で改善を加えた平成２９年度の事業計画を次の審議会で示す。その後，１月末頃に開催予定の審議会では，年度途中ではあるが，今年度の取組の中間評価を示し，意見を反映した形で，平成３０年度の事業計画を策定したい。
・次年度以降については，前年度の取組結果と当該年度の事業計画を第１回審議会で報告し，さらに改善を加えながら取組を進め，１～２月頃開催予定の審議会では今年度と同様に中間評価を示し，次年度の事業計画策定につなげていきたい。
・次に平成２８年度の取組については，先ほど説明した３つの項目で内容を整理し，自己評価では成果とあわせて課題や今後の方向性を整理している。
・まず（１）市保育士の質の向上だが，人材育成として，子育て支援部内の業務理解を深めるための職員交流研修や現場体験などを行った。研修を通じて関連業務を理解することで，保育所での個別指導や全体保育への反映，施設間の連携強化にもつながったものと考えている。今後は職員の職責などに応じた研修などを継続的に実施して，個々の職員の能力向上につなげていきたい。
・また，行政実務担当の保育士と市立保育所の保育士が，特定教育・保育施設の指導監査や認可以外保育所の立入調査を実施した。継続的に各施設の実態把握に努めながら，具体的な支援方法などについて検討していきたい。
・次に（２）全市的な支援体制の構築だが，昨年度は私立認可保育所などにも声かけし，市立保育所での取組等を発信する公開保育や研修報告会を実施した。市内保育施設従事者と保育の現状や課題を共有できる場となったので，今後も継続的に実施していきたい。
・園開放については，特に困り感のある保護者からのニーズが高かったことから，実施日の拡大をしていきたい。
・高等教育機関との連携については，市立保育所のフィールドにスタミナ体操などの実践や効果検証を行った。また，個々の子どもの保育への対応や研修発表に対し，専門家の助言もいただきながら取組を実践しており，今後も連携を図りながら保育内容の充実につなげていきたい。
・市内未就園児に対する支援については，子ども総合相談センターや愛育センターとの連携を密にしながら，発達に不安があり集団経験の機会を希望する親子の受け入れや，子ども総合相談センターで実施している親子教室からのつなぎを市立保育所で実施した。施設間の連携を強化することで，不安感を持つ保護者への相談機会を提供することができ，子育てに対する不安感の解消にもつながったものと考えている。今後は更に連携を強化しながら，児童デイなどとの連携も検討していきたい。
・次に（３）行政資源の効果的な活用だが，特別支援保育については特にニーズが高まっているが，市立保育所が平成２４年度から実施してきた特別支援保育の取組をまとめ，事例集を作成した。過去５年間のノウハウを蓄積することができたので，今後はこれを公表して，市内保育士間で課題やノウハウの共有を図っていきたい。
・保育施設での給食管理については，市立保育所が作成した献立を希望する６０の私立認

可保育所等に提供した。
・また，不足する保育士の掘り起こしにつなげるための保育士再就職支援研修や，子育て支援員研修での講師対応などを行った。これらの取組は継続していきたい。
・最後に市役所内部の取組として，市立保育所の建物の現状や運営コストなど現状を把握するためのカルテを作成した。今年度は公共施設の施設評価も予定しているが，こうした結果も踏まえながら将来に向けた市立保育所の方向性を検討していきたい
・平成２８年度については主に，現状を把握することでノウハウや経験を蓄積していく初期段階の取組内容になっている。今後はこうした取組を他の私立認可保育所等とも共有しながら，全市的な取組に広げていきたい。

（Ａ委員）
・事務局からの説明について質問・意見はあるか。

（Ｅ委員）
・みどり学園について，今まではそういうことなかったが，ここ１～２年，定員が少なくなっているのか，少し入園を待たされると聞いた。
　定員が減っているのか，重度の人が増えているのか，そのあたり調査する予定はあるか。

（事務局）
・みどり学園は定員４０名程度で推移しており，それを超過はしていない。

（Ｅ委員）
・増えている印象はないか。

（事務局）
・極端に増えていない。

（Ｂ委員）
・「公立のあり方」については，ここ２０年くらい論じられてきた。
　公立でできること，公立だから発信できることがあると思う。
・先ほどＥ委員の話にあったように，やや発達に課題がある子が割合として増えてきたように思う。前回の審議会においても，特別支援教育の割合が増えているとあったが，全体の何パーセントとか数値がないと分からない。
・小学校に至る発達段階の前段階でどのような取組がとれるか。
先ほど事例集の話があったが，本を出して終わりではなくて，ケーススタディによる討論の場や受け答えしてくれるところ，プライバシーに配慮しながら，生のやりとりによる実践的なケーススタディを通じて，共通のイメージをもてるようになると有難い。

（Ｅ委員）
・みどり学園とわかくさ学園は，できた頃とだいぶん様子が変わってきた。

検討してきたことについて，様々なところで活きるようにして欲しい。

（Ｂ委員）
・自己評価とか，教育課程とか，週案・月案の考え方とか，保育のスタンダードについてオープンにすることはできるのか。このまちの保育のスタンダードをその自治体がつくると表明したところがいくつもある。公が定めるのがよいとは言わないが，どうしたらいいだろうかと考えるときに，ひとつの指標として行政が責任をもって定めることもよいのではないか。
・どこをどう変えたか表明していくことも公立の一つのあり方。
　情報発信により民間が参考となることはある。

（Ｃ委員）
・Ｂ委員から話のあったように，認可外保育施設から認可保育所に移行して苦労している保育所はある。公立がひとつの指針を示すのはよいこと。

（事務局）
・ご意見を踏まえ，どのタイミングでどこまで進めるかはあるが，基本的に，公表できるように進めていきたいと考えている。

（Ａ委員）
・他に意見なければ，本事項についての報告を受けたこととする。

３　その他（※案件なし）
４　閉会